

東かがわ市告示第27号

東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月21日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱（平成19年東かがわ市告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
補助対象事業	補助対象者	補助金額	補助対象経費	補助対象事業	補助対象者	補助金額	補助対象経費
略	児童福祉法	略		略	児童福祉法	略	
使用済紙おむつ処分費補助事業	第7条の児童福祉施設	略	略	使用済紙おむつ処分費補助事業	第7条の児童福祉施設	略	略
保育体制強化事業費補助事業	を設置する社会福祉法人	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(保育体制強化事業)の交付金額に2を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内の額	当該事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料		を設置する社会福祉法人		
ICT化推進事業		保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(保育所等におけるICT化推進等事業)の交付金額に2分の3を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内	当該事業に必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備				

改正後				改正前			
		の額（ただし、国が品購入費					
		補助する対象とな					
		らない場合は、補助					
		基準額と補助対象					
		経費の実支出額を					
		比較して少ない方					
		の額に4分の1を					
		乗じて得た金額を					
		上限とし、予算の範					
		囲内の額)					
児童館運営費補助事業				児童館運営費補助事業			
略				略			

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。